

米沢市建築物耐震改修促進計画（令和4年3月改定）の概要

1 改定の趣旨

米沢市耐震改修促進計画は、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の人命や財産を保護するため、県、市町村及び関係団体が連携して耐震診断・改修等を促進することを目的に策定しているが、上位計画となる「山形県建築物耐震改修促進計画」の改定が行われたことから、本市においても県計画との整合性を図りながら、計画期間を延長し、目標値を定め、さらなる耐震化促進を図るために改定を行うもの。

2 改定の主な内容

2.1 計画期間 令和3年度～令和12年度（10年延長）

2.2 耐震化率の目標

区分	現状値	現計画目標値 (R2年度末まで)	改定後目標値 (R12年度末まで)
住宅	92.9% (※2)	95%	95%
公共施設 (※1)	96.4% (R2年度末)	98%	100%

(※1) 木造以外で、2階以上又は延べ床面積200㎡を超える防災上重要な施設

(※2) 総務省による住宅・土地統計調査の最新値（平成30年）により推計

3 耐震化率向上のための主な施策

- ・米沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施（新規）
耐震に関する積極的な周知啓発とその実績の公表等を実施。
プログラムは本年度末まで策定
- ・米沢市木造住宅耐震診断士派遣事業（継続）
木造住宅の耐震診断を希望する方に、本市に登録されている耐震診断士を派遣するとともに、診断費用の一部を助成する。
- ・米沢市住宅リフォーム支援事業（継続）
自ら居住する住宅のリフォーム・耐震改修をする方に、費用の一部を助成する。